

平成 30 年度 第 1 回史跡伊賀国庁跡保存整備事業検討委員会会議録

日 時：平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

場 所：府中地区市民センター ホール（伊賀市西条 115-2）

出席者：(委員)

坂井秀弥、高瀬要一、寺崎保広、穂積裕昌、上出通雄、田中栄一
(オブザーバー)

文化庁：五島昌也調査官

県教育委員会社会教育・文化財保護課：新名強主幹、高松雅文主査
(事務局)

文化財課：笠井賢治課長、福島伸孝主査 眞名井孝政主任

1. 開会

笠井課長開会挨拶。福島主査から委員及びオブザーバーの紹介。続いて当委員会の委員長・副委員長を選出し、委員長に坂井秀弥委員、副委員長に高瀬要一委員が承認され、以後、坂井委員長が議事進行を行った。

2. 報告事項

(委員)

それでは議事に入ります。事務局から報告願います。

(事務局)

《本日の日程説明及び資料確認を行い、伊賀国庁跡の調査及び整備にかかるこれまでの事業経過について配布資料を用いて報告。》

(委員)

ご質問はいかがですか。まずは、この後現場へ行きますが、よろしいでしょうか。会議の終了予定時間はいかがですか。

(事務局)

お帰りの電車の時間もあるので 4 時 30 分には閉会したい。

(委員)

それでは早く現場へ行きましょう。

(事務局)

《坂之下地区所在の伊賀国庁跡を案内し、史跡範囲や遺跡の概況等を説明。》

3. 協議事項

(事務局)

《配布資料に基づき基本計画の方針・方向性について説明》

(委員)

史跡範囲内に個人のお宅が 2 軒存在するが、将来的には公有化(整備対象範囲とする)のか。

(事務局)

史跡範囲内のため、景観保護等に関して住民と協議していく。

(委員)

建替えは認めるという方針とするのか。

(事務局)

基本的には景観に配慮したものであればそうなる。

(オブザーバー)

《『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』に規定が書かれているとの指摘》

(事務局)

『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』31 ページに現状変更の取扱

- (オブザーバー) い基準一覧があり、民家は第2種地区に該当するのでそれに則る。新築は認めないが、改築の場合は遺構保存や景観に配慮するよう協議してから認めるということによいか。
- (事務局) そのつもりである。
- (オブザーバー) この委員会で、これまでに策定した基本計画を基に基本設計を行うということだが、本来、基本計画には何年間で整備するのか、という目標の説明が無ければならない。全体整備が10年程度といった長期的な計画であれば、最初に作成した基本設計図は意味をなさなくなる。事務局は、次回の委員会までに、伊賀国庁跡の全体整備を何年間で実施することを計画していて、そのうち、どの範囲を今回の基本設計の対象とするのかを決めて欲しい。
- (委員) 次回の委員会が最後の会議となるため、現時点での事務局の考えがあれば教えて欲しい。
- (事務局) 指定範囲の25,000㎡全てを一度に整備するのは無理があるため、伊賀国庁跡の中心部分である政庁域の遺構表示ゾーンとエントランスゾーンの一部を優先して着手したいと考えている。
- (委員) 期間はどのくらいで考えているのか。
- (事務局) 今から着手しても2～3年で実施するのは財政的に厳しい。5年を目途に実施したいと考えている。
- (委員) この委員会は、今年度中に基本設計を策定することが目的であるということによいか。また、1年で作成することができるのか。
- (事務局) そのつもりである。
- (オブザーバー) 基本設計は、何年もかけて作成する必要はなく、今回であれば事務局側が優先したいと提示したゾーンの基本設計を作成すればよい。それ以外のゾーンは基本計画で止めておいても問題はない。基本設計は一度作成したらその通りに整備するのが前提であり、いつ取り掛かれるか分からない範囲は基本設計にはならない。
- (委員) もう一度確認するが、今年度は遺構表示ゾーンとエントランスゾーンの一部の基本設計を作成し、それを基に5年以内に整備するということによいか。
- (オブザーバー) それであれば目標もはっきりするので問題ない。
- (委員) 財政課に5年分の予算の話はしているのか。
- (事務局) 過去に事業費を抑えて欲しいと言われてきた。
- (委員) どの程度の事業費で期間を考えているか。
- (事務局) 短期間に多額の予算を投入して整備するのは正直厳しい。ただ、事務局としては現状のままにしておくべきではなく、遺構表示等で国庁跡と分かるような整備はしたいと考えている。

- (委員) 前回の基本計画の中で、全体整備にかかる費用の試算はできているのか。
- (事務局) 全体整備にかかる費用は積算し、財政課と相談したが、その費用の捻出は厳しい状況である。
- (オブザーバー) 遺構表示ゾーンとエントランスゾーンで約 7,700 m²あり、経費を小さくすると遺構の平面表示等の整備は厳しい。
- (委員) 基本計画通りでなく、現実的なものに変えるか。
- (事務局) できれば遺構の平面表示は行いたいと考えている。
- (オブザーバー) 現状の水田を改変するために行う盛土の作業だけでもそれなりの経費がかかる。事務局が提示された予算からすると厳しい。予算を増額できないのであれば、年次計画を延ばすか整備対象面積を減らすしかない。
- (委員) 地元住民の意見はどうか。
- (委員) 過去 10 年間、特に何か整備の動きが見受けられなかったため、実際に整備されるのかどうか心配している。
- (委員) 現状は休耕田となっているため、史跡地の現地に立てないのは大きな問題である。整備するにあたり盛土をするということだが、平面表示の仕方によっても盛土の量が変わるため、もう一度検討すること。
- (委員) 盛土や芝生等の整備をした場合、現在の年 4 回運用している耕運機代よりも維持費がかかる可能性もある、ということを確認して取り組む必要がある。
- (オブザーバー) 予算が少ないのであれば、整備を段階的に進めてみるという方法もある。
- (例) 第 1 期整備：国庁跡を周知させ、史跡の中に入れるようにする（盛土や看板の設置等〔遺構の平面表示は仮置き資材で賄うという手段もある〕）
- 第 2 期整備：遺構の本格的な平面表示や半立体復元等を行うなど
- (委員) 岐阜県関市の弥勒寺官衙遺跡は、当初、地元住民と協力して丸太を置いただけでの遺構表示をして、その後本格的な整備をしたところであり、参考事例になるのではないか。
- (委員) 弥勒寺官衙遺跡の場合、基本はシルバー人材センターの人に作業してもらい、時々地元の子供たちにも参加してもらうようなイベントを開催していた。
- (委員) 建物を配置するところの地面は透水性のものを、半立体の遺構表示の周辺は芝生、その他は盛土など、用途に合わせた整備をして

みてはどうか。また、その場合の整備にかかる予算の違いや景観への適合性なども検討してみてはどうか。

- (委員) 維持管理のしやすさという点で考えた方がよい。
- (オブザーバー) 段階的な整備（最初に芝生を張り、後に遺構の平面表示を行う）の場合、最初の整備に手を加えるということになるが、その変更等の許可は必要ないのか。
- (オブザーバー) 他事例では、盛土造成や芝生の貼付は遺構保護とし、活用を目的として遺構表示の整備を行った場合もある。
- (委員) 現在可能な範囲でできる整備を第1期整備とし、遺構の平面表示等は第2期整備の目標として基本計画は進めていくということかどうか。他に協議しておく内容はあるか。
- (事務局) 《配布資料の別表の説明》
- (委員) 現在の地面と遺構面との高低差はどのくらいあるのか。
- (事務局) 正殿周辺では約1 mある。その南側に向かうにつれて、高低差が小さくなる。
- (委員) 現況でもかなり保護層があると思うが、そこに50 cmの保護層を追加する必要があるのか。
- (事務局) 現況の耕土を保護層として造成してよいのか判断しかねている。
- (オブザーバー) 遺構の保護が担保される高さであり、なおかつ整備との兼ね合いによっては保護層が50 cm必要とは限らない。
- (オブザーバー) 現在の地形は、水田として利用することを目的とした形状となっており、これでは国庁跡と分かりづらい。本来の国庁がどのような造成面を構成していたか、どこに段差があったのか、といったことが分かれば地形の復元が可能となる。地形を復元するには、最も条件の悪いところで確実に遺構が保護できる盛土の厚さを割り出し、それを基に全体を揃えていくという設計になる。また、盛土の厚さはその上に設置する構造物の内容によって変わるため、今回のように特に重たいものを乗せる予定が無ければ50 cmで十分足りる。
- (委員) 配布資料の別表に記載されている解決方策をより具体的なものにするために必要なことはあるか。
- (委員) 整備後、継続して国庁跡に人が訪れるよう、周辺の文化財とのネットワーク化を図り、周辺も巡ることができるような観光ルートの作成をお願いしたい。
- (事務局) 地元の人々と協力しながらソフト面での整備も行いたいと考えている。
- (委員) 文化財のネットワーク化は、まだされていないのか。

- (事務局) 伊賀国庁跡が史跡指定されて以降、毎年文化財ウォークや講演会を行っている。
- (委員) 地元の人に国庁跡の価値を理解してもらおうとあったが、具体的にどのような方法を検討しているのか。
- (事務局) 小中学校への出前講座や、遠足等の行事を検討している。
- (事務局) 弥勒寺官衙遺跡のように、整備を小中学生にも体験してもらうことで興味を持ってもらいたい。また、憩いの場として地元住民に提供できるような整備をすることも考えている。
- (委員) 国庁跡は少し高台となっており、見通しが良いのも特徴の一つである。復元建物等も整備案としてよいが、自然の眺望を活かした整備・活用を検討してはどうか。
- (オブザーバー) 整備しただけで終わらず、伊賀市内の文化財のネットワーク化や、三重県内の官衙とのネットワーク化などを図り、整備後の活用方法も検討してみてもどうか。
- (委員) 様々な意見が出たところで、協議事項はこれで終わりにする。
- (事務局) 今回出た意見を十分検討し、次回までに整備の方向を提示できるようにしたい。

5. 閉会

- ・ 次回の委員会開催日時は平成 31 年 2 月 18 日（月）14：00～府中地区市民センターで行う。